

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件  
原告 鎌田 まりみ 外36名  
被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

## 原告準備書面(2)

平成19年 5月30日

大阪地方裁判所 第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄

同 弁護士 吉 川 法 生

同 弁護士 大 西 克 彦

同 弁護士 阪 口 徳 雄

上記事件について、原告らは次のとおり弁論を準備する。

### 記

#### 一、募金等返還の原則

1つの目的の為に募集されたボランティア寄金は、当初の目的にのみ使用されるべきものである。その事業の提唱者は、活動の内容と収支の明細を報告し、余剰があれば、募金者等協力者の新たな同意がない限り、残余金は返還しなければならないことはボランティア事業の基本的原則である。残余の金を他の目的に使用したり事業提唱者の私物とすることは違法であり許されない。

## 二、被告の返還約束

被告自身も平成18年12月12日に、余剰金の使途についてシェルター建設に賛同いただけない方には返金すると約束している。

ただ、その返還対象の時期や方法について、その後に恣意的な事を主張しているが、それは発表は周知性を欠いており、且つ一方的条件であるので無効である。

例えば、被告は「平成18年9月25日以前の寄金は、DP事件の寄附ではないから返還しない」と主張している。

しかしながら、被告は平成18年9月初旬にDP事件の事を知り、同月17日に「DPのレスキュー開始」と公表し、同月19日にはAA支援者のブログに、DPの痩せこけた犬の写真を載せ、「大規模な犬のレスキューの支援お願いとして資金と物資の支援」を募り始めたものである。

また、エンジェルシェルター基金については、寄金に際してシェルター分についてその旨、明記を求めて集めており、平成18年11月25日時点では1人であったとされていた。

しかるに、寄金総額を当初の発表（約6000万円）の倍額あったと指摘されると、シェルター基金も含めて約1億2000万円と発表し、DP事件の寄金の余剰を極端に少なくしようとした。

そのため、返金の期日や方法に条件をつけ、返金を抑制排除しようとしたものである。

## 三、募金等の私物化と隠蔽

1. 被告はDP事件の犬の救済の為と言って、平成18年9月17日頃より物資と金の募集を呼びかけた。

犬の悲惨な姿をネットで見たりした全国の愛犬家等は、ボランテ

ィアとして現場での労力奉仕や物資や金を送付した。

送付形態は直接手渡しや、指定された金融機関（郵便貯金：口座番号 14040-31760911 口座名義「アークエンジェルズ」 / ジャパンネット銀行：口座番号 5872070 店番 001 本店営業部 普通口座 口座名義「アーク・エンジェルズ林俊彦」）への送金であった。

ところが、ボランティアとしてレスキューに参加していた愛犬家達から、現場での被告の活動や采配に対する不満不信の声が強くなってきた。

多額の善意の金が集まっているのに、犬の治療代等必要な支出がなされず、金の管理を被告とその妻のみがする形となり、また、被告の具体的活動姿勢に対しても犬の頭数さえ明らかにしようとせず、本当の愛犬家としてのボランティア活動か否か不信の声が強まってきた。

さらに、既に十分な寄金と物資が集まっているのに、募金の呼び掛けを続けたため、周囲のボランティアから、被告の采配する活動の内容と金等の使途、収支明細の公開公表の要求が大きくなってきた。

2. その結果、被告はそれに答えると約束し、平成18年11月25日に「ご賛同者より5911万0986円の支援金が集まっています。その内経費は624万9276円。」と発表した。

また、同年12月11日には記者会見で、「寄附金総額6825万8763円、内ネット銀行入金分2853万円、郵便局2631万円」と発表した。

しかしながら、平成19年1月には、マスコミから「この金額は少なすぎる、ネット銀行で5000万円以上、郵便局にも6000万円を超える入金があり、総額は1億1000万円をさらに上回る」

と批判された。

すると被告は同年2月2日頃、「1月末までの支援金は1億2000万円を超える」と記者会見で発表した。

その後、収支明細の公表を記者から要求され、それを了承しながら今日までその公表がない。寄金の額については2億円を超えているという声もある。

3. 以上のように多額の募金が集まってきたが、その私物化をはかるため、被告は「募金のうち約半分の6000万円について、これはDP事件とは無関係のシェルター基金」と主張しだした。

確かに、シェルターの為の募金も行われていた事実はあるが、その募金に応じる人には「シェルター基金」と明記することを被告は求めていた。

平成18年11月末の時点で募金者の名前がネットに掲載されていたが、「シェルター募金と書かれていたのは1名のみ」であった。

4. 以上のように、被告は再三にわたり募金の総額を低く発表し、シェルター募金を活用する形で、DP事件への寄附金を隠蔽し私物化しようとしている。

そして今なお、何度も約束したはずの収支明細の報告書を公表しない。

このような実態の募金には、原告らを含む全国の多くの人々は協力する意思はない。欺罔されて金を支払ったものであり、不法行為によるものとして損害賠償請求としてその支払いを求める。